

決議 .10 湿地リスク評価の枠組み

1. 締約国は、「その領域内にあり、かつ、登録簿^{訳注}に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり、又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」としたラムサール条約第3条2を想起し、
2. さらに、締約国会議は、条約第3条2に対応して、生態学的特徴の変化が既に起こっており、起こりつつあり、または起こるおそれのあるラムサール登録湿地の記録(モントルーレコード：勧告4.8)と運用ガイドライン(決議5.4)を確立したことを想起し、
3. また、科学技術検討委員会は、勧告5.2に対応して、決議 .1で採択された「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義及び「生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン」を整備したことを意識し、
4. 決議 .1第9節が、1997～1999年の3年間に「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義を、「生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン」とともに評価するよう求めたことに留意し、
5. また、決議 .1第11節が、生態学的特徴の変化を検知し、それに対応した行動を起こすための早期警戒システムの確立を求めたことに留意し、
6. さらに、上記2事項に対する助言を作成するため、1998年4月に専門家ワークショップが開催され、その成果が直後に行われた第7回科学技術検討委員会会合で報告されたことに留意し、
7. 1997～1999年の3年間に、科学技術検討委員会は作業計画の一環として、決議5.7で採択された「登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」の適用についての見直しを行い、その結果、生態学的特徴の変化を検知するための早期警戒指標のモニタリング計画やその信頼性についての記載が不十分であると示されたことを意識し、
8. 「湿地の価値を評価し認識するための手段」に関する分科会 が開催され、「湿地リスク評価の枠組み」と題された当該決議の付属書を詳細にわたって検討したことを確認し、
9. 締約国が条約第3条2に基づく義務を果たすために必要な具体的ガイドラインとして、経験に基づいた包括的な助言及び手引きを提供した当該決議付属書の著者に対し感謝の意を表し、

締約国会議は、

10. 締約国のための手引きとして「湿地リスク評価の枠組み」と題する当該決議の付属書を採択する。
11. さらに、決議 .1で採択された生態学的特徴と生態学的特徴の変化の実施のための定義について、科学技術検討委員会が評価を行った結果、推奨した以下の定義を採択する。

「生態学的特徴とは、湿地生態系の生物的、物理的、化学的構成要素及び湿地とその生産

^{訳注} 国際的に重要な湿地のリストと同じ。

物、機能、属性を維持する相互作用を総合したものである。」

「生態学的特徴の変化とは、湿地生態系のいかなる生物的、物理的、化学的構成要素及び湿地とその生産物、機能、属性を維持する相互作用における劣化及び不均衡である。」

12. 生態学的特徴の変化の主要な原因 すなわち、水循環の変化、水質、物理的变化、生物産物の利用、及び外来種の移入 を評価する基準を提供する添付の手引きに留意し、適用することを締約国に強く要請する。
13. 登録湿地及び他の湿地の管理計画の整備にあたっては、決議 11 で採択された枠組みに基づくモニタリング計画の一環として、統合的な要素である早期警戒システムを確実に包含することを締約国に要請する。
14. 締約国及び関係者からの情報とともに、湿地の早期警戒システムが実施されている、または確立されつつあるケース及び早期警戒システムの維持における経験を概説する報告書を編修することを科学技術検討委員会に奨励する。